

釜石市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により令和元年9月30日から令和2年2月6日までの期間中に実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年3月11日

釜石市監査委員 小林 俊輔

釜石市監査委員 山崎 長栄

[別紙]

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の対象及び実施期間

No	対象部課等	実施期間
1	総務企画部広聴広報課	令和元年 9月 30日から令和元年 10月 2日まで
2	総務企画部総合政策課	令和元年 9月 30日から令和元年 10月 2日まで
3	建設部建設課	令和元年 9月 30日から令和元年 10月 3日まで
4	市民生活部市民課	令和元年 10月 7日から令和元年 10月 10日まで
5	建設部都市計画課	令和元年 10月 28日から令和元年 10月 31日まで
6	復興推進本部都市整備推進室	令和元年 11月 5日から令和元年 11月 8日まで
7	産業振興部商業観光課	令和元年 11月 11日から令和元年 11月 14日まで
8	産業振興部企業立地課	令和元年 11月 25日から令和元年 11月 28日まで
9	産業振興部水産課	令和元年 12月 2日から令和元年 12月 5日まで
10	産業振興部農林課	令和元年 12月 9日から令和元年 12月 12日まで
11	産業振興部国土調査推進室	令和元年 12月 23日から令和元年 12月 26日まで
12	保健福祉部高齢介護福祉課	令和2年 1月 6日から令和2年 1月 9日まで
13	保健福祉部地域福祉課	令和2年 1月 14日から令和2年 1月 17日まで
14	保健福祉部子ども課 保健福祉部子ども課すくすく親子教室	令和2年 1月 27日から令和2年 1月 30日まで
15	ラグビーワールドカップ 2019 推進本部 事務局	令和2年 2月 3日から令和2年 2月 6日まで

第2 監査の実施場所

監査委員室

第3 監査の対象範囲

平成30年度及び令和元年度における財務に関する事務の執行状況

第4 監査の着眼点

全国都市監査委員会都市監査基準準則別項に基づくものとし、特に、対象に係るリスクの重要度、内部統制の整備及び運用状況の有効性を考慮し、監査の重点項目と対応する着眼点を次のとおりとした。

重点項目	監査の着眼点
契約事務	○ 履行内容は、設計書や仕様書等に合致し、契約書どおりの履行がなされているか。 ○ 検査、検収等が厳正に行われ、検査調書等は適正に作成されているか。
補助金交付事務	○ 補助金の算出は、交付要綱に基づき適正に行われているか。また、合理的な基準によるものか。 ○ 交付条件どおりに履行されているか。 ○ 事業計画書どおりの精算が行われているか。

収入事務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調定はその根拠となる法令等に適合しているか。 ○ 調定の時期及び手続は適正か。 ○ 督促、催告、不納欠損処分等の滞納整理事務は法令等に基づき適正に行われているか。
------	---

第5 監査の実施内容

- 1 釜石市監査委員監査基準（平成 29 年釜石市監査委員告示第 3 号）に準拠し、平成 31 年度監査等実施計画及び定期監査実施要領に基づいて実施した。
- 2 各課等に提出を求めた財務に関する事務に係る書類について、公正で合理的かつ効率的に実施されているかという観点から、帳簿及び証書類等との照合、確認等の通常実施すべき監査手続により実施するとともに、必要に応じてその都度担当職員から説明を聴取し、適否の確認を行った。

第6 監査の結果

各課等における事務の執行は、関係法令及び条例、規則並びに議会の議決、その他の定めるところに基づいて執行されており、全般的におおむね良好であると認めた。

ただし、一部の補助金交付要綱において、補助金の交付申請期日が定められていないもの、補助事業実施年度内に履行確認が行えないおそれのある規定が見受けられたことから、適正化を求めた。なお、事務処理の一部に問題点も見受けられたため、以下に掲げる事項については適切に措置されたい。

（指摘事項）

1 復興推進本部都市整備推進室

釜石市南ブロック復興整備事業換地設計業務委託の前金払いについて、2カ年にわたる契約であるが、契約初年度で前金払限度額全額を支出していたため、次年度において契約金額の減額変更に伴い前金払の一部返還が生じたことから、年度別の前金払い支出割合の設定及び繰越事業における出来高確認等、事業の進捗管理の徹底を図るよう事務処理の適正化を求めた。

2 産業振興部商業観光課

- (1) 根浜海岸にぎわい創出イベント実施委託において、事業完了報告書に不備が見受けられたが、受託者に補正を求めず受理していたことから、完了検査の適正化を求めた。
- (2) 交流人口拡大業務委託及び釜石オープン・フィールド・ミュージアム構想委託において、業務により発生した収益を委託料に充当する契約となっていたが、これは総計予算主義（収入及び支出全ての歳入歳出予算への計上）に反することから、事務処理の適正化を求めた。

3 保健福祉部地域福祉課

災害援護資金貸付金元利収入において、平成 30 年度の収入未済額と令和元年度へ繰越をした調定済額に不一致があったことから、収入調定事務における会計年度所属区分は納期の末日の属する年度であり、調定及び収入事務の適正化を求めた。